

電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）新旧対照表

旧 令和2年11月	新(改定案) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）</p> <p>1 直接人件費</p> <p>(1) 基準日額</p> <p>点検技術者及び点検技術員の基準日額等については別に定めるところによる。</p> <p>点検技術者：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできるものをいう。</p> <p>点検技術員：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできるものをいう。</p> <p>(2) 移動拘束費</p> <p>移動拘束費の積算に当たっては、総合点検、個別点検、巡回点検に要する移動拘束費は、「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」を適用する場合、旅費交通費に含まれるものとする。</p> <p>「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によりがたい場合は以下①～③により積算を行い、直接人件費に計上するものとする。</p> <p>① 3-2(1)に定める起点から点検場所間が1時間以下の場所を日々通勤、1時間を超える場所を滞在とし、以下の場合の点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。</p> <p>② 点検業務の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。</p> <p>③ 滞在において、各週毎に移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。</p> <p>なお、臨時点検、災害等支援等に要する移動拘束費については、個別積み上げにより積算する場合は直接人件費に計上するものとし、見積活用により積算する場合は見積の内数として計上するものとする。</p> <p>2 機械経費</p> <p>測定器損料は原則として計上しない。</p> <p>3 旅費交通費</p> <p>総合点検、個別点検、巡回点検に要する旅費交通費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によるものとする。</p> <p>なお、「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によりがたい場合は「3-</p>	<p style="text-align: center;">電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）</p> <p>1 直接人件費</p> <p>(1) 基準日額</p> <p>点検技術者及び点検技術員の基準日額等については別に定めるところによる。</p> <p>点検技術者：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、相当程度の専門知識と経験を持ち、主体的にその業務を行うことのできるものをいう。</p> <p>点検技術員：電気通信施設の点検（保守）業務に従事する技術労働者のうち、電気通信設備点検において、ある程度の専門知識と経験を持ち、技術者の指示によりその業務を行うことのできるものをいう。</p> <p>(2) 移動拘束費</p> <p>移動拘束費の積算に当たっては、総合点検、個別点検、巡回点検に要する移動拘束費は、「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」を適用する場合、旅費交通費に含まれるものとする。</p> <p>「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によりがたい場合は以下①～③により積算を行い、直接人件費に計上するものとする。</p> <p>① 「3 旅費交通費(2) 旅費の起点」に定める起点から点検場所間が1時間以下の場所を日々通勤、1時間を超える場所を滞在とし、以下の場合の点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。</p> <p>② 点検業務の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。</p> <p>③ 滞在において、各週毎に移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。</p> <p>なお、臨時点検、災害等支援等に要する移動拘束費については、個別積み上げにより積算する場合は直接人件費に計上するものとし、見積活用により積算する場合は見積の内数として計上するものとする。</p> <p>2 機械経費</p> <p>測定器損料は原則として計上しない。</p> <p>3 旅費交通費</p> <p>総合点検、個別点検、巡回点検に要する旅費交通費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によるものとする。</p> <p>なお、「3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算」によりがたい場合は「3-</p>	<p>誤記訂正</p>

電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）新旧対照表

旧 令和2年11月	新(改定案) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いない積算」により積算を行うものとする。</p> <p>(1) 適用交通機関 ライトバン（1500cc5人乗り）及び徒歩を原則とし、運転労務費は計上しない。 なお、上記によらない場合、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。</p> <p>(2) 旅費の起点 原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。</p> <p>① 事務所の所在する都道府県庁の所在地を起点とする。 ② 上記によりがたい場合は、経済圏等を考慮して隣接する都道府県庁の所在地を起点とすることができる。ただし、北海道開発局においては、北海道庁の支庁を起点とすることができる。</p> <p>(3) 臨時点検、災害等支援等の扱い 臨時点検、災害等支援等に要する旅費交通費の算定に当たっては、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。</p> <p>3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算を行う場合、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費についても以下で算出する旅費交通費に含まれるものとする。 また、旅費交通費算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検、巡回点検に要する労務費の合計とする。</p> <p>(1) 日々通勤及び滞在の区分 起点から点検箇所間の直線距離が25km未満の場所を日々通勤対象箇所、25km以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も1箇所として数えるものとする。</p> <p>なお、滞在率については以下のとおり規定する。</p> <p>・滞在率 = 総点検箇所数のうち、滞在中で点検を実施する箇所の占める割合。 $= \frac{\text{滞 在 対 象 箇 所 数}}{\text{総 点 検 箇 所 数}}$</p> <p>(2) 旅費交通費及び移動拘束費 以下により算定するものとする。</p>	<p>2 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いない積算」により積算を行うものとする。</p> <p>(1) 適用交通機関 ライトバン（1500cc5人乗り）及び徒歩を原則とし、運転労務費は計上しない。 なお、上記によらない場合、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。</p> <p>(2) 旅費の起点 原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。</p> <p>① 事務所の所在する都道府県庁の所在地を起点とする。 ② 上記によりがたい場合は、経済圏等を考慮して隣接する都道府県庁の所在地を起点とすることができる。ただし、北海道開発局においては、北海道庁の支庁を起点とすることができる。</p> <p>(3) 臨時点検、災害等支援等の扱い 臨時点検、災害等支援等に要する旅費交通費の算定に当たっては、実態に応じた個別積み上げ又は見積活用により積算するものとする。</p> <p>3-1 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いた積算を行う場合、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費についても以下で算出する旅費交通費に含まれるものとする。 また、旅費交通費算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検、巡回点検に要する労務費の合計とする。</p> <p>(1) 日々通勤及び滞在の区分 起点から点検箇所間の直線距離が25km未満の場所を日々通勤対象箇所、25km以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も1箇所として数えるものとする。</p> <p>滞在率については以下のとおり規定する。</p> <p>・滞在率 = 総点検箇所数のうち、滞在中で点検を実施する箇所の占める割合。 $= \frac{\text{滞 在 対 象 箇 所 数}}{\text{総 点 検 箇 所 数}}$</p> <p>・総点検箇所数 = 12ヶ月点検対象箇所数×積上回数 + 6ヶ月点検対象箇所数×積上回数 + 3ヶ月点検対象箇所数×積上回数</p> <p>(2) 旅費交通費及び移動拘束費 以下により算定するものとする。</p>	<p>説明を追加</p>

電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）新旧対照表

旧 令和2年11月	新(改定案) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>・旅費交通費 = 対象労務費×(滞在率×滞在係数+(1-滞在率)×日々通勤係数)×所在地補正係数</p> <p>(3) 各種係数について 滞在係数は、0.4とする。 日々通勤係数は、0.1とする。 所在地補正係数は以下のとおりとする。 1)事務所の所在する市町村と都道府県庁の所在する市町村が同一の場合、0.8とする。 2)1)以外の場合、1.0とする。 なお、東京都においては23区全体を1つの市町村相当とする。</p> <p>3-2 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いない積算</p> <p>(1) 行程</p> <p>① 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。</p> <p>② 巡回点検時の構成員数は、点検技術員2名を標準とする。</p> <p>③ 総合点検及び個別点検の点検ルートについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。</p> <p>④ 巡回点検の点検ルートについては、総合点検及び個別点検の点検ルートとは別に構成し、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。</p> <p>⑤ 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。</p> <p>(2) 日々通勤 起点から点検場所間が1時間以下を対象とし、普通日額旅費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</p> <p>① 普通日額旅費 点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。(消費税は含まない。) ・点検技術者：818円 ・点検技術員：718円</p> <p>② ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「建設機械等損料算定表」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</p> <p>③ 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復</p>	<p>・旅費交通費 = 対象労務費×(滞在率×滞在係数+(1-滞在率)×日々通勤係数)×所在地補正係数</p> <p>(3) 各種係数について 滞在係数は、0.4とする。 日々通勤係数は、0.1とする。 所在地補正係数は以下のとおりとする。 1)事務所の所在する市町村と都道府県庁の所在する市町村が同一の場合、0.8とする。 2)1)以外の場合、1.0とする。 なお、東京都においては23区全体を1つの市町村相当とする。</p> <p>3-2 旅費交通費及び移動拘束費の率を用いない積算</p> <p>(1) 行程</p> <p>① 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。</p> <p>② 巡回点検時の構成員数は、点検技術員2名を標準とする。</p> <p>③ 総合点検及び個別点検の点検ルートについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。</p> <p>④ 巡回点検の点検ルートについては、総合点検及び個別点検の点検ルートとは別に構成し、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。</p> <p>⑤ 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。</p> <p>(2) 日々通勤 起点から点検場所間が1時間以下を対象とし、普通日額旅費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</p> <p>① 普通日額旅費 点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。(消費税は含まない。) ・点検技術者：818円 ・点検技術員：718円</p> <p>② ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「建設機械等損料算定表」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</p> <p>③ 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復</p>	

電気通信施設点検（保守）業務積算基準の運用（案）新旧対照表

旧 令和2年11月	新(改定案) 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>に要する有料道の利用料金等を対象とする。</p> <p>(3) 滞在 起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞向日額旅費、移動拘束費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</p> <p>① 日当 各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。(消費税は含まない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検技術者：2, 000円 ・点検技術員：1, 545円 <p>② 滞向日額旅費 移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。(消費税は含まない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検技術者：8, 354円 ・点検技術員：6, 736円 <p>③ ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週毎に起点と点検場所との往復に要する時間について、「建設機械等損料算定表」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</p> <p>④ 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び各週毎に起点と各点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。</p>	<p>に要する有料道の利用料金等を対象とする。</p> <p>(3) 滞在 起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞向日額旅費、移動拘束費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</p> <p>① 日当 各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。(消費税は含まない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検技術者：2, 000円 ・点検技術員：1, 545円 <p>② 滞向日額旅費 移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。(消費税は含まない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検技術者：8, 354円 ・点検技術員：6, 736円 <p>③ ライトバン運転費 ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週毎に起点と点検場所との往復に要する時間について、「建設機械等損料算定表」により計上する。 なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</p> <p>④ 有料道利用料金 有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び各週毎に起点と各点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。</p>	